

令和元年度 第2回

茨木市国民健康保険運営協議会

- 日 時 令和2年1月29日（水）
午後2時から
- 場 所 茨木市役所南館3階防災会議室

《次 第》

1 会議録署名委員の決定について

2 諮 問

保険料の算定に関する改正について

3 報 告

令和元年度茨木市国民健康保険事業の状況について

4 その他

令和2年度国民健康保険料の試算について

オンライン資格確認について

資料1 保険料の算定に関する改正について

資料2 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び
低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

資料3 令和元年度茨木市国民健康保険事業の状況について

資料4 令和2年度茨木市国民健康保険料の試算について

資料5 オンライン資格確認について

諮 問

保険料の算定に関する改正について

保険料の算定に関する改正について

●保険料賦課限度額の改正及び低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

(改正理由)

中間所得者層の保険料負担を軽減するため、基礎賦課限度額に係る賦課限度額が、令和2年4月1日施行予定の国民健康保険法施行令の改正令により、引き上げられるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の基準が見直されることから、令和2年度保険料の算定において、以下のとおり改正します。

(改正内容)

(1) 国民健康保険料の保険料賦課限度額の改正

法令の基準に基づき、基礎賦課限度額を「61万円」から「63万円」に、介護納付金賦課限度額を「16万円」から「17万円」に改めます。なお、法令の規定を引用する条文となっているため条例の改正は発生しません。

(2) 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

低所得者の国民健康保険料の軽減措置の対象のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯を次のとおり拡大し、「茨木市国民健康保険条例」を改正します。

ア 5割軽減の対象世帯の拡大

対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を「280,000円」から「285,000円」に改めます。

イ 2割軽減の対象世帯の拡大

対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗じる金額を「510,000円」から「520,000円」に改めます。

(施行期日)

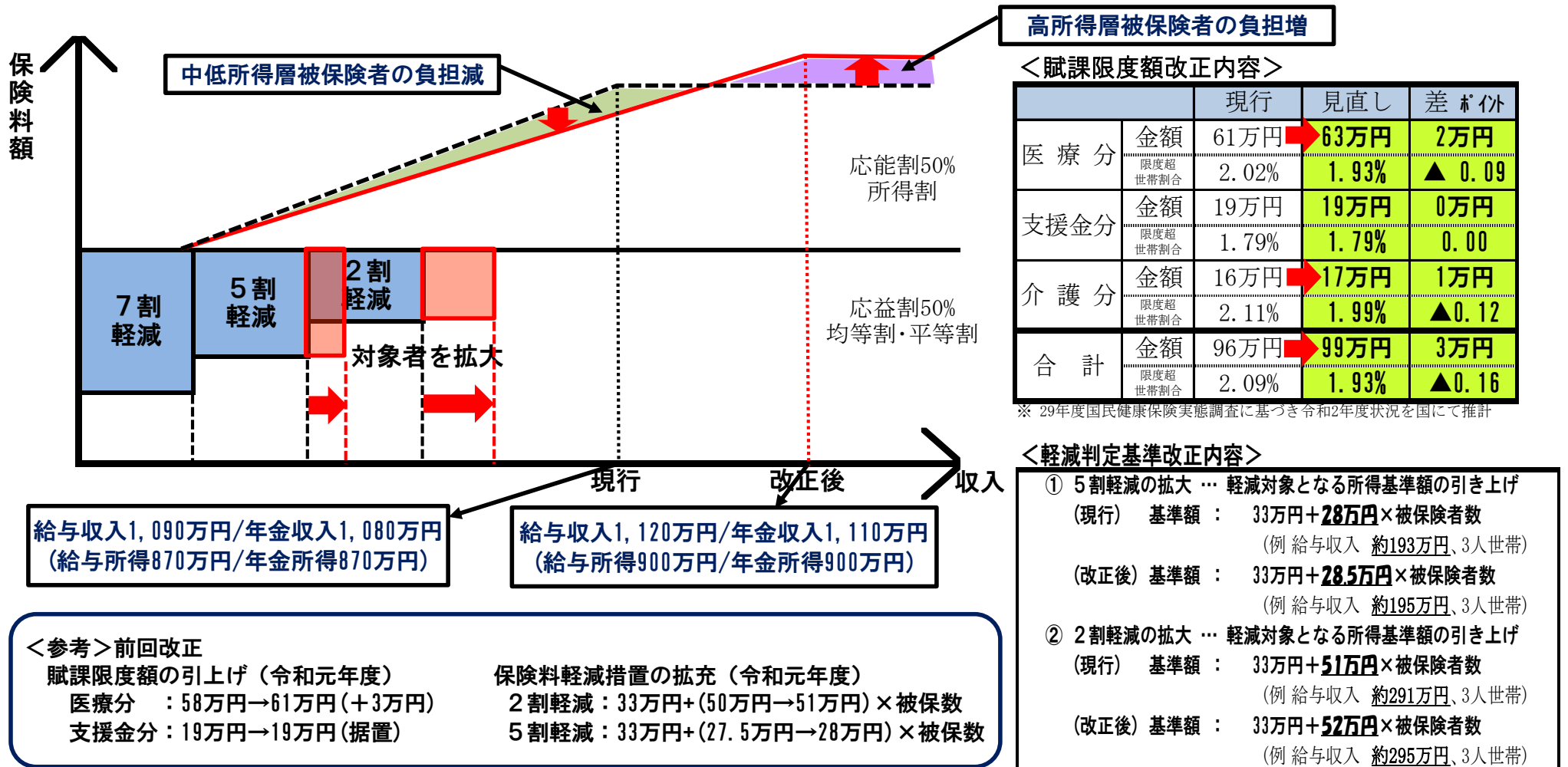
令和2年4月1日

(市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ及び 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、国民健康保険料の賦課上限額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の判定基準を拡大し、中低所得者層の保険料負担の軽減を図る。



報 告

令和元年度茨木市国民健康保険事業の状況について

令和元年度 茨木市国民健康保険事業の状況について

財政の状況

保険給付費

被保険者数は前年度比で2,357人（▲4.2%）の減少見込みですが、高齢化の進展に伴う一人当たり医療費の増加により、保険給付費は前年度比で約1.2億円（0.6%）の増加が見込まれます。ただし、都道府県単位化の実施により、府からの交付金で財源措置がされる仕組みとなったことから、財政収支への影響はありません。

保険料収納状況

保険料納付コールセンターの事業拡充により、現年分及び滞納繰越分の保険料収納率は前年を上回ることが見込まれます。（前年度比2.64%の上昇見込み）

事業の実施状況

重複服薬者への健康相談事業の実施

重複服薬者に適正な服薬を促すため、大阪府国民健康保険団体連合会へ委託し、重複服薬者を対象に保健師による電話での健康相談を実施（実施件数：21件）

特定健診受診率向上対策の充実

継続未受診者対策として、茨木市薬剤師会と連携し、地域薬局で対面による勧奨や健康マイレージを活用したポイント付与による受診意欲向上を図る勧奨の実施

重症化予防対策の充実

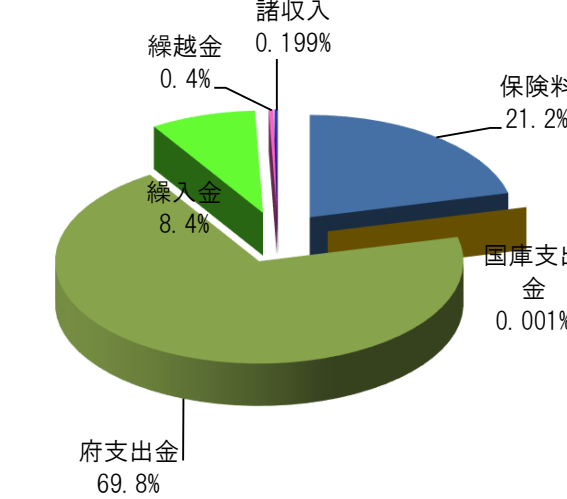
- ① 医薬連携による糖尿病性腎症重症化予防事業の継続実施
- ② 生活習慣病の治療を要する人を受療につなげる取組等

保険料納付コールセンターの拡充

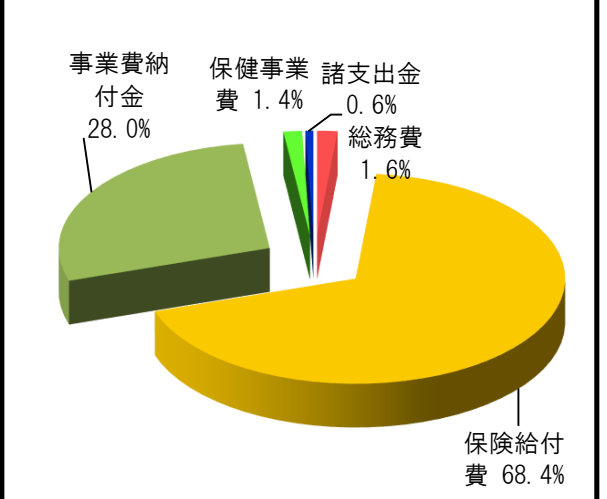
滞納繰越分の収納率向上を図るため、保険料納付コールセンター事業を拡充し、財産調査の補助事務や分割納付不履行者への納付勧奨業務等を実施

予算に占める割合

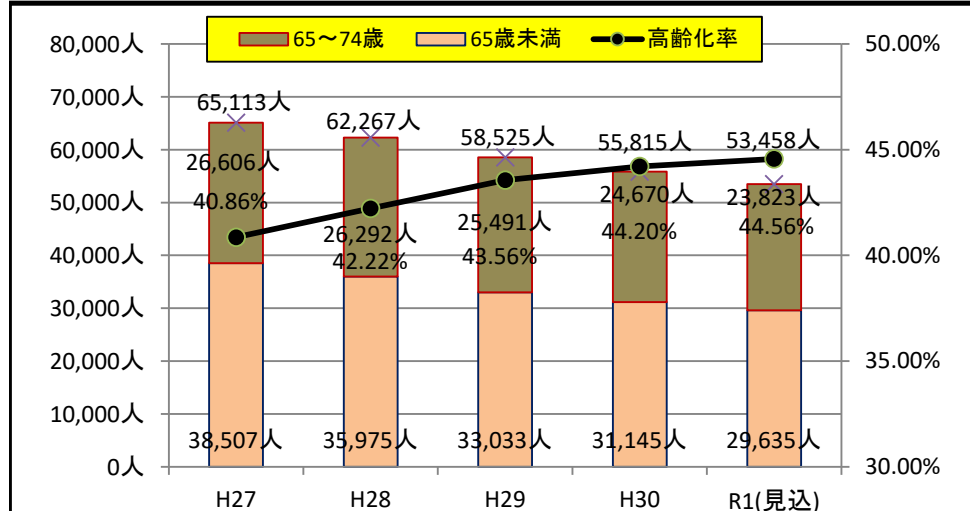
歳入



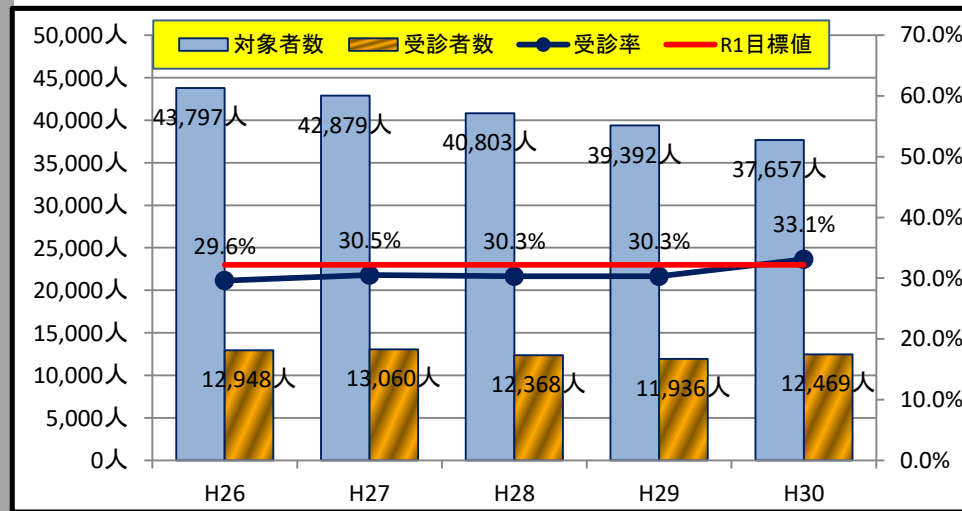
歳出



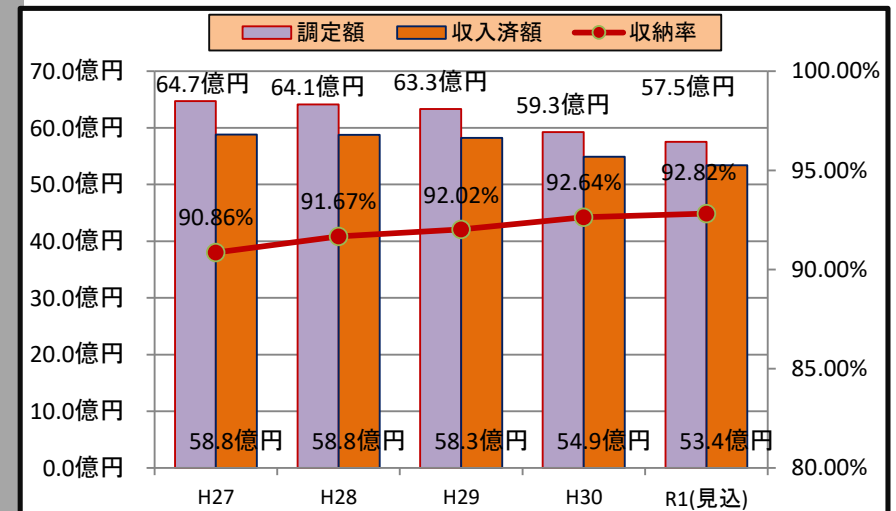
被保険者数推移・高齢化率(65～74歳被保険者割合)



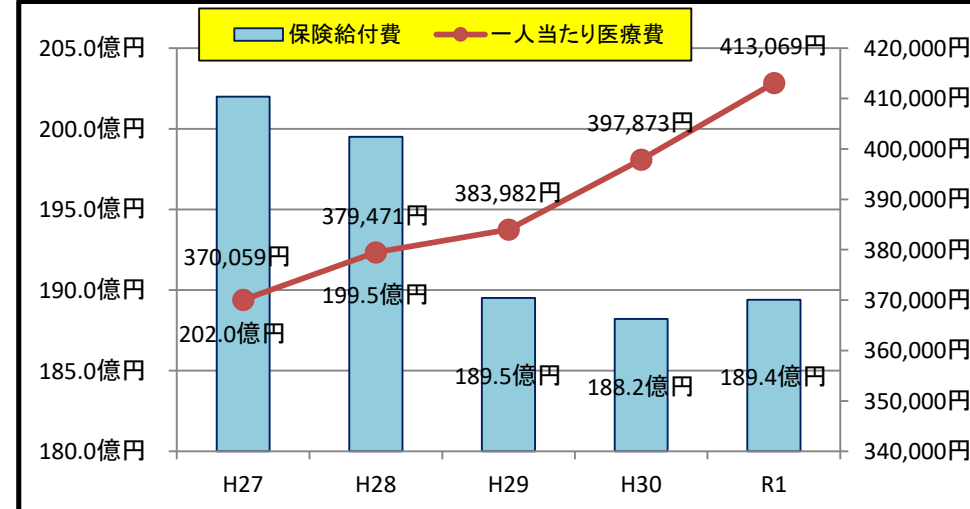
特定健診受診状況



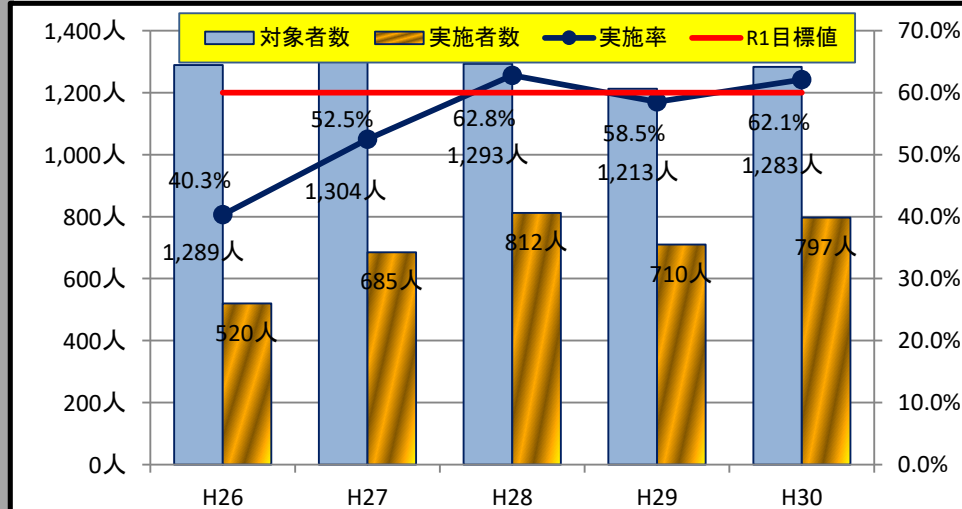
国民健康保険料収納状況（現年度分）



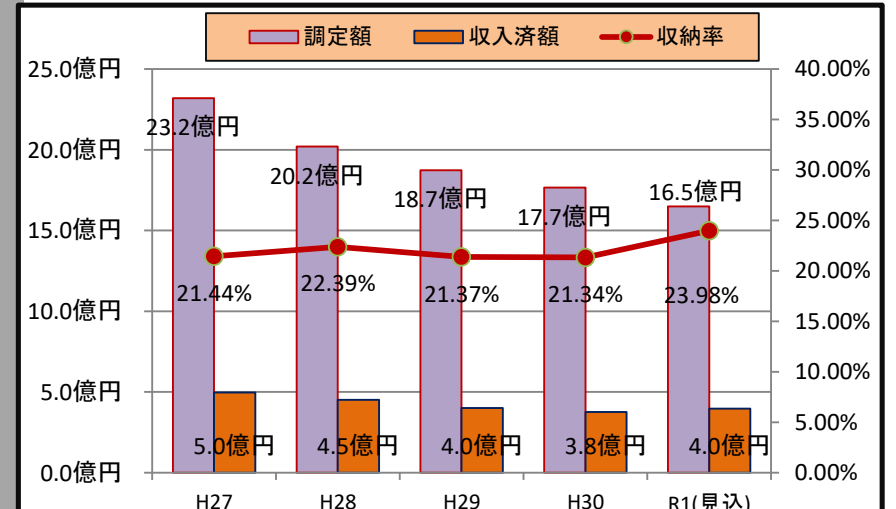
保険給付費・一人当たり医療費の推移



特定保健指導実施状況



国民健康保険料収納状況（滞納繰越分）



その他

令和2年度国民健康保険料の試算について

オンライン資格確認について

令和2年度茨木市国民健康保険料の試算について

大阪府から割り当てられた令和2年度事業費納付金から、大阪府からの激変緩和措置及び市の一般会計からの繰入を差し引いた額に対する試算値です。

令和2年度保険料率につきましては、被保険者の令和元年所得に基づき6月に本算定を行い確定します。

●一人当たり保険料比較

(円)

	令和元年度 茨木市本算定 (a)	令和2年度 大阪府標準 保険料率 (b)	R1本算定から R2標準料率の 増加額 (b-a)	令和2年度 茨木市試算値 (c)	R1本算定から R2市試算の 増加額 (c-a)
医療分	89,147	106,176	17,029	93,431	4,284
支援金分	29,938	31,123	1,185	30,888	950
合計 (介護含まず)	119,085	137,299	18,214	124,319	5,234
介護納付金分	28,367	37,747	9,380	35,911	7,544
合計 (介護含む)	147,452	175,046	27,594	160,230	12,778

●府の激変緩和措置

平成28年度決算における一人当たり保険料と当該年度の標準保険料率における一人当たり保険料との差額を基準額とし、基準額に以下の割合を乗じた額について激変緩和措置が適用されます。

大阪府激変緩和措置

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基準額の 90%	基準額の 75%	基準額の 60%	基準額の 45%	基準額の 30%	基準額の 15%	基準額の 0%

●市の激変緩和措置（一般会計繰入）

平成30年度において、平成29年度並みの保険料率を算定するために必要となる一般会計繰入額を基準額とし、基準額にかける割合を段階的に減らすことで一般会計からの繰入額を削減してまいります。

茨木市一般会計繰入予定

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
基準額の 90%	基準額の 75%	基準額の 60%	基準額の 45%	基準額の 30%	基準額の 15%	基準額の 0%

オンライン資格確認について

厚生労働省主導により、国保中央会及び診療報酬支払基金において各医療保険者のシステムと連携し、被保険者の加入・脱退情報を集約し、保険資格情報を一元管理するシステムを導入し資格管理の適正化を図る。

●経緯

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設等を目的として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和元年5月15日閣議決定され、オンライン資格確認に関する改正後の国民健康保険法が令和元年10月1日施行された。

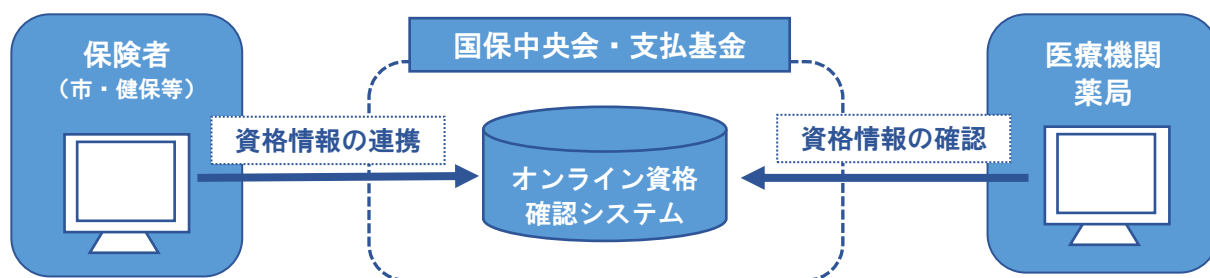
●市町村国保の対応

オンライン資格確認システムでは、個人ごとに資格情報を管理するため、現在世帯毎に付番している被保険者番号について、個人毎に枝番を追加する。

- ・本市国保システムの改修を行い、被保険者番号に枝番を追加（令和2年度中）
- ・被保険者証に2桁の枝番を追加（令和3年4月新規発行分から変更予定）

●システム概要

保険者から被保険者の資格情報（加入・脱退に関する情報）をシステムに情報連携することで、医療機関や薬局からオンラインにて資格確認することができる。



●効果

- ・失効保険証の利用による医療費の過誤請求や未収金が減少。
- ・保険証の機能をマイナンバーカードに統合することが可能。